

平成25年 月 日

様

全国共済農業協同組合連合会

自動車部長



後遺障害等級認定票

平成25年 月 日受付

被害者 様 男・女 歳

事故年月日 平成24年 月 日

証明書番号

上記被害者様の件、下記のとおり判断いたします。

(認定等級) 政令別表 等級号		別紙のとおり
14級	9号	
級	号	
級	号	
級	号	
級	号	
加重併合相当	級	
加重の時の既存障害等級		
級	号	
単独不法行為	共同不法行為	
減額		
重過失	因果関係	
%	%	
共済金額		
万円		
後遺障害認定額	万円	
適要	1. 他車契約確認 2. 積算額と共済金額の関係に留意 3. 合算額適用 4. 減額適用事案等 () 5. その他 ※平成23年5月3日改正等級表適用	



〈結論〉

前回回答を変更し、自賠責後遺障害等級別表第二第 14 級 9 号に該当するものと判断します。

〈理由〉

1. 事案の概要

本件は、外傷性頸部症候群、両肩・右手挫傷と診断され、頸部痛や首から右上肢へかけての放散痛、右手握力低下等の症状を残すものについて、前回自賠責でいう後遺障害に該当しないものと判断したところ、異議申立がなされたものです。

2. 問題点

異議申立内容より、外傷性頸部症候群による頸や肩にかけての痛み、腕や指のしびれ、頭痛等について、第 14 級 9 号に該当すべきとの訴えが認められます。

これらの点について改めて検討を行います。

なお、検討を行うにあたり、自賠責共済（保険）の後遺障害の認定基準は労働者災害補償保険における障害等級認定基準を準用していることから、この基準に基づき後遺障害等級について判断を行います。

上記認定基準によると、局所の疼痛・知覚低下等の症状については、「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」は第 12 級、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」は第 14 級とされており、自賠責の後遺障害等級認定実務における具体的な取扱いとしては、すべての被害者に公平な等級評価を行うため、医学的な他覚的所見の有無を重視し、神経系統の障害が医学的な他覚的所見により証明される場合には第 12 級、神経系統の障害が医学的な他覚的所見により証明されないまでも、受傷態様、治療の経過等から、自覚症状の一貫した残存について医学的な説明が可能な場合には第 14 級に認定することとしております。

2. 判断

提出された頸椎部の画像を再度精査したところ、頸椎症（C5/6/7 狭小・骨棘）および椎間板変性・軽度膨隆が認められるものの、本件事故による外傷性の異常所見は認められず、後遺障害診断書等の記載内容において、症状を裏付ける有意な神経学的所見には乏しいものと捉えられることから、訴える症状を医学的に証明し得るものとは評価し難いものです。

しかしながら、異議申立内容、症状・治療経過、受傷態様等を勘案すれば、一貫した症状の推移について医学的に推認可能なものと捉えられることから、頸椎部由来の症状について、前回回答を変更し「医学的に説明可能な痛みやしびれなどが持続しているもの」として、別表第二第 14 級 9 号に該当するものと判断します。

以上より、上記結論のとおりとなります。

本件は、後遺障害審査会（特定事案審査部会）の審議に基づいて回答するものです。